

地方財政審議会付議（説明）案件

令和2年5月26日（火）

（案件名）

- ・ 令和2年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課
課長補佐 西村 高則
（内23511）

令和2年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和2年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1, 2 2 1 億円 (2月～4月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)

・前年度5月期比 皆増

(参考) 地方法人特別譲与税 前年度5月期比 ▲74億円 (▲5.7%)

4 譲与日

令和2年5月29日（金）

5 譲与基準等

| 譲与総額 | 特別法人事業税収入額《注》 |
|-------------------------------|-------------------------|
| 譲与基準 | 人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり |
| 補正 | なし |
| 譲与時期 | 5月、8月、11月、2月 |
| 譲与税の用途 | 条件・制限なし |
| (参考) 令和元年度譲与実績 (地方法人特別譲与税) | 20, 427億円 |
| 令和2年度地財計画 | 20, 109億円 |

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号

令和 2 年 5 月 2 9 日

〈各都道府県知事〉 あて

総 務 大 臣

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

令和 2 年 5 月 2 9 日

特別法人事業譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑ 額は出力

令和2年度5月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

| 都道府県 | 金額 |
|------|-------------|
| 北海道 | 5,169,714 |
| 青森 | 1,256,724 |
| 岩手 | 1,229,183 |
| 宮城 | 2,241,952 |
| 秋田 | 982,812 |
| 山形 | 1,079,614 |
| 福島 | 1,838,633 |
| 茨城 | 2,802,059 |
| 栃木 | 1,896,477 |
| 群馬 | 1,895,382 |
| 埼玉 | 6,980,262 |
| 千葉県 | 5,977,518 |
| 東京都 | 12,982,825 |
| 神奈川県 | 8,766,677 |
| 新潟 | 2,213,485 |
| 富山 | 1,024,319 |
| 石川 | 1,108,544 |
| 福井 | 755,745 |
| 山梨 | 802,037 |
| 長野 | 2,016,119 |
| 岐阜 | 1,951,854 |
| 静岡県 | 3,554,528 |
| 愛知県 | 7,188,323 |
| 三重 | 1,744,327 |
| 滋賀 | 1,357,252 |
| 京都 | 2,507,515 |
| 大阪 | 8,491,229 |
| 兵庫県 | 5,316,751 |
| 奈良 | 1,310,567 |
| 和歌山 | 925,617 |
| 鳥取 | 550,849 |
| 島根 | 666,997 |
| 岡山 | 1,845,824 |
| 広島 | 2,731,948 |
| 山口 | 1,349,388 |
| 徳島 | 725,960 |
| 香川 | 937,802 |
| 愛媛 | 1,330,688 |
| 高知 | 699,584 |
| 福岡 | 4,900,575 |
| 佐賀 | 800,021 |
| 長崎 | 1,322,931 |
| 熊本 | 1,715,802 |
| 大分 | 1,120,389 |
| 宮崎 | 1,060,573 |
| 鹿児島 | 1,583,245 |
| 沖縄 | 1,377,089 |
| 合計 | 122,087,709 |

地方法人特別譲与税と特別法人事業譲与税の比較
(5月譲与対前年比)

(単位：億円)

| 都道府県 | 特別法人事業 譲与税 (R2.5) A | 地方法人特別 譲与税 (R1.5) B | 影響額 B - A |
|------|---------------------------|---------------------------|--------------|
| 北海道 | 52 | 53 | ▲ 1 |
| 青森県 | 13 | 13 | 0 |
| 岩手県 | 12 | 13 | ▲ 1 |
| 宮城県 | 22 | 23 | ▲ 1 |
| 秋田県 | 10 | 10 | 0 |
| 山形県 | 11 | 11 | 0 |
| 福島県 | 18 | 19 | ▲ 1 |
| 茨城県 | 28 | 29 | ▲ 1 |
| 栃木県 | 19 | 20 | ▲ 1 |
| 群馬県 | 19 | 20 | ▲ 1 |
| 埼玉県 | 70 | 66 | 4 |
| 千葉県 | 60 | 56 | 4 |
| 東京都 | 130 | 170 | ▲ 40 |
| 神奈川県 | 88 | 86 | 2 |
| 新潟県 | 22 | 24 | ▲ 2 |
| 富山県 | 10 | 11 | ▲ 1 |
| 石川県 | 11 | 12 | ▲ 1 |
| 福井県 | 8 | 8 | 0 |
| 山梨県 | 8 | 8 | 0 |
| 長野県 | 20 | 21 | ▲ 1 |
| 岐阜県 | 20 | 20 | 0 |
| 静岡県 | 36 | 38 | ▲ 2 |
| 愛知県 | 72 | 80 | ▲ 8 |
| 三重県 | 17 | 18 | ▲ 1 |
| 滋賀県 | 14 | 14 | 0 |
| 京都府 | 25 | 26 | ▲ 1 |
| 大阪府 | 85 | 95 | ▲ 10 |
| 兵庫県 | 53 | 53 | 0 |
| 奈良県 | 13 | 12 | 1 |
| 和歌山県 | 9 | 9 | 0 |
| 鳥取県 | 6 | 6 | 0 |
| 島根県 | 7 | 7 | 0 |
| 岡山県 | 18 | 19 | ▲ 1 |
| 広島県 | 27 | 29 | ▲ 2 |
| 山口県 | 13 | 14 | ▲ 1 |
| 徳島県 | 7 | 7 | 0 |
| 香川県 | 9 | 10 | ▲ 1 |
| 愛媛県 | 13 | 14 | ▲ 1 |
| 高知県 | 7 | 7 | 0 |
| 福岡県 | 49 | 51 | ▲ 2 |
| 佐賀県 | 8 | 8 | 0 |
| 長崎県 | 13 | 14 | ▲ 1 |
| 熊本県 | 17 | 17 | 0 |
| 大分県 | 11 | 12 | ▲ 1 |
| 宮崎県 | 11 | 11 | 0 |
| 鹿児島県 | 16 | 16 | 0 |
| 沖縄県 | 14 | 14 | 0 |
| 合計 | 1,221 | 1,295 | ▲ 74 |

※四捨五入により計が一致しないところがある。

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（抄）（平成三十一年法律第四号）

（譲与時期及び各譲与時期の譲与額）

第三十一条 特別法人事業譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を譲与する。

| 譲与時期 | 各譲与時期に譲与すべき額 |
|------|----------------------------------------------------|
| 五月 | 当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額 |
| 八月 | 当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額 |
| 十一月 | 当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額 |
| 二月 | 当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額 |

- 2 各譲与時期に各都道府県に対して譲与する特別法人事業譲与税の額は、基準各譲与時期特別法人事業譲与税額（当該年度において前条第二項第二号に規定する財源超過団体（以下この項及び第五項において「財源超過団体」という。）がある場合には、財源超過団体にあつては第一号に掲げる額とし、同条第二項第三号に規定する財源不足団体（第二号において「財源不足団体」という。）にあつては第二号に掲げる額とする。）とする。

一 次の表の上欄に掲げる譲与時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

| 譲与時期 | 各譲与時期に譲与すべき額 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 五月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額 |
| 八月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月分財源超過団体譲与制限額の三分の一に相当する額及び八月分財源超過団体譲与制限額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。） |
| 十一月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月分財源超過団体譲与制限額の三分の一に相当する額及び十一月分財源超過団体譲与制限額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。） |
| 二月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月分財源超過団体譲与制限額の三分の一に相当する額及び二月分財源超過団体譲与制限額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。） |

二 次の表の上欄に掲げる譲与時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

| 譲与時期 | 各譲与時期に譲与すべき額 |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 五月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額 |
| 八月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額に財源超過団体における前号の表八月の項の規定により控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額 |
| 十一月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額に財源超過団体における前号の表十一月の項の規定により控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額 |
| 二月 | 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額に財源超過団体における前号の表二月の項の規定により控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額 |

- 3 各譲与時期に譲与することができなかつた金額があるとき、各譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるとき、又は八月、十一月若しくは二月の譲与時期において基準各譲与時期特別法人事業譲与税額を超えて前項第一号の表八月の項、十一月の項若しくは二月の項の規定により控除すべき金額

があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

- 4 前三項の規定により計算した各譲与時期に各都道府県に対して譲与する特別法人事業譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該譲与時期に譲与すべき特別法人事業譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期に譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。
- 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額 第一項の規定により各譲与時期に譲与すべき特別法人事業譲与税の額を各都道府県の人口で按分した額をいう。
 - 二 五月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における五月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額が当該財源超過団体に係る前条第二項第四号に規定する財源超過額(以下この項において「財源超過額」という。)を超える場合には、当該財源超過額とする。)をいう。
 - 三 八月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における八月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額に当該財源超過団体に係る五月分財源超過団体譲与制限額を加えた額が財源超過額を超える場合には、当該財源超過額から当該加えた額を控除した額とする。)をいう。
 - 四 十一月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における十一月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額に当該財源超過団体に係る五月分財源超過団体譲与制限額及び八月分財源超過団体譲与制限額の合算額を加えた額が財源超過額を超える場合には、当該財源超過額から当該合算額を控除した額とする。)をいう。
 - 五 二月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における二月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額に当該財源超過団体に係る五月分財源超過団体譲与制限額、八月分財源超過団体譲与制限額及び十一月分財源超過団体譲与制限額の合算額を加えた額が財源超過額を超える場合には、当該財源超過額から当該合算額を控除した額とする。)をいう。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。